

福岡労働局（局長 岩崎修）は、平成 30 年 11 月 20 日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関であるコベルコ教習所株式会社北九州教習センター（代表取締役社長 矢仲 徹太郎）に対して、下記のとおり、改善命令を行った。

1 対象者

名 称 コベルコ教習所株式会社北九州教習センター
代表者 代表取締役社長 矢仲 徹太郎
所在地 福岡県北九州市小倉北区西港町 88-11
講習名等 (1) 床上操作式クレーン運転技能講習 第 8 号
(2) 小型移動式クレーン運転技能講習 第 18 号
(3) ガス溶接技能講習 第 38 号
(4) フォークリフト運転技能講習 第 24 号
(5) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
技能講習 第 10 号
(6) 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 第 9 号
(7) 高所作業車運転技能講習 第 11 号
(8) 玉掛け技能講習 第 27 号

2 内容等

- (1) 労働安全衛生法に基づき登録を受けた上記 1 の講習において、5 の命令の原因となった事実により補講を受けるべき受講者に対し、交付した各種技能講習修了証は補講を受講しないと無効となること及び早期に補講を受講するべきであることを通知すること。
- (2) 労働安全衛生法に基づき登録を受けた上記 1 の講習において、5 の命令の原因となった事実により補講を受けるべき受講者に対し、改善命令の原因となった科目ごとに 15 分の補講を 31 年（2019 年）5 月 1 日までに実施し、補講を受けていない対象者の進捗状況を毎月末日までに報告すること。

3 命令を行った年月日

平成 30 年 11 月 20 日

4 命令を行った根拠法令

労働安全衛生法第 77 条第 3 項により準用する同法第 52 条の 2

5 命令の原因となった事実

- (1) 労働安全衛生法に基づき登録を受けた上記 1 の講習において平成 25 年 1 月 5 日から平成 29 年 4 月 17 日までに、告示で定める講習時間数の最大で 15 分不足していたことにより、労働安全衛生法第 77 条第 7 項の規定に違反したこと。
- (2) 上記 1 の講習において、各技能講習規定に定める講習時間数を満足していないことが公正な講習を実施ししていないことに該当すること。